

III 參考資料

〇いわき市民の消費生活を守る条例

昭和58年3月23日
いわき市条例第13号

改正 昭和59年3月27日いわき市条例第17号 平成元年3月31日いわき市条例第58号
平成13年3月29日いわき市条例第31号 平成14年3月29日いわき市条例第19号
平成26年9月24日いわき市条例第36号 平成26年12月24日いわき市条例第50号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条の4）
- 第2章 消費者の権利の確立
 - 第1節 危害の防止（第5条—第13条）
 - 第2節 表示の適正化（第14条—第20条）
 - 第3節 包装の適正化（第21条—第24条）
 - 第4節 計量の適正化（第25条）
 - 第5節 宣伝広告の適正化（第26条）
 - 第6節 取引方法等の適正化（第27条—第31条）
- 第3章 生活関連物資等の販売等の適正化等（第32条—第39条）
- 第4章 被害の救済（第40条・第41条）
- 第5章 消費生活安定協定（第42条）
- 第6章 消費者の啓発等（第43条—第44条）
- 第7章 消費者の申出（第45条）
- 第8章 消費生活対策会議（第46条・第47条）
- 第9章 事業者の弁明（第48条）
- 第10章 雑則（第49条・第50条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市及び事業者の責務等を明らかにするとともに、市が実施する市民の消費生活を守る施策その他の事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（基本理念）

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重することを基本として行われなければならない。

- （1）消費生活に係る商品、権利又は役務（以下「商品等」という。）によつて、生命、身体又は財産が損なわれない権利
- （2）商品等について、適正に表示させる権利
- （3）商品等について、不当な取引を強制されない権利
- （4）消費生活において、事業者の事業活動によつて不当に受けた被害から、公正かつ速やかに救済される権利
- （5）消費生活に必要な情報が速やかに提供される権利

(6) 消費生活において、必要な知識及び判断力を修得し、主体的に行動するため、消費者教育（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者教育をいう。以下同じ。）を受ける権利

(7) 消費者の意思が市の施策及び事業者の事業活動に適切に反映される権利

2 消費者施策の推進は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

3 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

4 消費者施策の推進は、次に掲げる事項に配慮して行われなければならない。

(1) 高度情報通信社会の進展への的確な対応

(2) 消費生活における国際化の進展への的確な対応

(3) 環境の保全

(市長の責務)

第3条 市長は、市政の運営に当たっては、消費者の権利を確立するよう努めるものとする。

2 市長は、この条例に定める施策の実施に努めるものとする。

3 市長は、市民の参加及び協力の下に、この条例に定める施策を実施するものとする。

4 市長は、この条例に定める施策を実施するため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体、関係業界等に対し、適切な措置を講じるよう求めるものとする。

5 市長は、国又は他の地方公共団体から、消費者行政の推進について協力を求められたときは、これに応じるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、消費者の権利を侵さないようにしなければならない。

2 事業者は、市長が実施するこの条例に定める施策の実施に協力しなければならない。

3 事業者は、事業活動によつて消費者に不当に消費生活上の被害を与えたときは、これを救済するよう努めなければならない。

4 事業者は、消費者からの苦情、相談、意見等を適切に処理するよう努めなければならない。

5 事業者は、消費者との取引を円滑に行うようにするため、商品等に係る知識の習得、接客態度の向上等を図る従業員教育を実施するよう努めなければならない。

6 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その供給する商品等に関し、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

7 事業者は、前各項に規定する責務を適切かつ確実に果たすことができるよう、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準の作成その他必要な措置を講ずることにより消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の役割)

第4条の2 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、前条第7項の基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

2 事業者団体は、事業者が商品等を供給する立場において消費者の消費生活に密接に関係していることに鑑み、市長が実施する消費者教育の推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

(消費者の役割)

第4条の3 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、主体的かつ合理的に行動するよう努めるとともに、市長が実施するこの条例に定める施策に積極的に参加及び協力するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第4条の4 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

2 消費者団体は、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

第2章 消費者の権利の確立

第1節 危害の防止

(欠陥商品等の販売等の禁止)

第5条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産を損ない、又は損なうおそれのある商品等（以下この節において「欠陥商品等」という。）を販売し、又は提供してはならない。

(商品等の安全性の確保)

第6条 事業者は、欠陥商品等を販売し、又は提供することのないよう、常に、品質管理の徹底、販売方法の改善、店舗等の衛生管理の徹底その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(欠陥商品等に対する事業者の措置)

第7条 事業者は、その販売し、又は提供する商品等が欠陥商品等であることが明らかになったときは、法令又は福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和52年福島県条例第39号）（以下「法令等」という。）に別の定めがある場合を除き、直ちに当該商品等の販売又は提供の中止、回収その他必要な措置を講じなければならない。

(指導、勧告及び公表)

第8条 市長は、事業者が前条の規定による措置を講じないときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該事業者に対し、措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前項の規定に基づく勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(立入調査等)

第9条 市長は、前条第1項の規定に基づく勧告を行うため必要があると認めるときは、事業者若しくは関係人に対し、必要な事項を報告させ、又はその職員に、事業者の事務所、店舗、倉庫、工場等に立ち入って、帳簿、書類、商品等その他必要な事項を調査させ、若しくは事業者若しくは関係人に対し、質問させることができる。

2 前項の規定に基づく立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者又は関係人に提示しなければならない。

3 市長は、事業者若しくは関係人が第1項の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは質問に返答せず、若しくは虚偽の返答をし、又は事業者が同項の規定に基づく調査を拒み、若しくは妨げたときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(関係行政機関への措置要求)

第10条 市長は、欠陥商品等の是正について必要があると認めるときは、速やかに、国又は他の地方公共団体に対し、調査その他必要な措置を講じるよう求めるものとする。

(危険情報の提供)

第11条 市長は、商品等に重大な欠陥があり、消費者の生命、身体又は財産を守るため緊急の必要があると認めるときは、法令等に定める措置が講じられる場合を除き、直ちに当該商品等の名称、それを販売し、又は提供する事業者の氏名若しくは名称その他必要な情報を市民に提供

するものとする。

(商品等の試験等)

第12条 市長は、商品等によつて消費者の生命、身体又は財産が損なわれるのを防止するため、商品等の試験、検査又は調査（以下この条において「試験等」という。）を実施し、又は関係行政機関等を実施を依頼し、必要に応じ、試験等の結果を公表するとともに、事業者又は関係事業者団体を指導することができる。

2 市長は、試験等の実施に当たつて必要があると認めるときは、必要な限度において、事業者に対し、資料の提供を求めることができる。

3 事業者は、前項の規定に基づく資料の提供を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

(事業者の安全性の立証)

第13条 市長は、商品等が消費者の生命又は身体を損なう疑いがあると認めるときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該商品等を販売し、又は提供する事業者に対し、資料の提出その他の方法により、商品等（商品にあつては、原材料を含む。次項において同じ。）が安全であることを立証するよう求めることができる。

2 市長は、事業者が前項の規定に基づく安全性の立証の求めに応じない場合において、正当な理由がないと認めるとき又は同項の規定に基づいて行つた事業者の立証では、商品等の安全性を十分に確認することができないと認めるときは、当該事業者に対し、立証するよう再度求めることができる。

3 市長は、消費者の生命及び身体の安全を確保するため必要があると認めるときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、前2項の経過及び結果を公表することができる。

第2節 表示の適正化

(商品等の内容等の表示)

第14条 事業者は、消費者が商品等を誤つて選択し、使用し、保存すること等を防止するため、法令等に別の定めがある場合を除き、商品等の成分、性能、内容量、用途、使用方法、製造年月日、賞味期間、保存方法、販売し、又は提供する事業者の氏名若しくは名称及び電話番号その他必要な事項を適正に表示するよう努めなければならない。

(自動販売機の管理者氏名等の表示)

第15条 事業者は、消費生活に係る商品（以下「商品」という。）を自動販売機で販売するときは、当該自動販売機を管理する者の氏名又は名称、住所及び電話番号を当該自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

第16条 削除

(訪問販売時のアフターサービスの内容等の表示)

第17条 事業者は、訪問販売をする場合において、修理、交換等のアフターサービスを取引条件とするときは、アフターサービスの内容、連絡先、連絡方法、苦情申出先等を表示した書面を消費者に交付しなければならない。

第18条 削除

(単位価格及び価格の表示)

第19条 事業者は、消費者の適切な商品等の選択に役立てるため、その商品等について、質量、長さ、面積、体積、時間、回数等の単位当たりの価格（以下この条において「単位価格」という。）及び販売又は提供の価格（以下「価格」という。）を表示するよう努めなければならない。

2 規則で定める事業者は、規則で定める商品等を販売し、又は提供するときは、規則で定める単位価格の表示に使用する単位を用いて、規則で定める単位価格及び価格の表示方法等により単位価格及び価格を表示しなければならない。

- 3 前項に規定する事業者以外の事業者が自主的に同項の規定により指定された商品等を、同項の規定により指定された単位を用いて、同項の規定により指定された表示方法等により単位価格及び価格を表示した場合において、規則で定めるプレートを店舗等に掲示したときは、当該事業者を同項の事業者とみなす。

(指導、勧告及び公表)

第20条 市長は、事業者が第15条、第17条又は前条第2項（同条第3項においてみなされた場合を含む。）の規定に違反したときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該事業者に対し、是正するよう指導し、又は勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定に基づく勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

第3節 包装の適正化

(安全性の確保)

第21条 事業者は、消費者向けの包装（消費者が商品を受け取る際の包装をいい、容器を用いた包装を含む。以下この節において同じ。）をするときは、法令等に別の定めがある場合を除き、安全な包装資材を用いるとともに、商品を保護し、又は品質を安全に保つよう適切に包装しなければならない。

(表示の不明確化の禁止)

第22条 事業者は、消費者向けの包装をするときは、包装された商品の表示を不明確にするような包装をしてはならない。ただし、包装された商品の見本を提示して販売するときは、この限りでない。

(過大又は過剰包装の禁止)

第23条 事業者は、消費者向けの包装をするときは、規則で定める基準を超える過大又は過剰な包装をしてはならない。

(指導、勧告及び公表)

第24条 市長は、事業者が第21条、第22条又は前条の規定に違反したときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該事業者に対し、是正するよう指導し、又は勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定に基づく勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

第4節 計量の適正化

(試しばかりの配備及び面前計量の励行)

第25条 事業者は、計量の適正化を図るため、消費者が当該事業者の店舗内等で購入した商品の質量等が正確であるかどうかを確認することができる試しばかりを当該店舗内等に置くよう努めなければならない。

- 2 事業者は、消費者に商品を計量して販売するときは、消費者が当該事業者の行う商品の質量、長さ、面積又は体積の計量が正確であるかどうかを確認できる場所で計量するよう努めなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定の実施を励行させるため、事業者又は関係事業者団体を指導することができる。

第5節 宣伝広告の適正化

(関係行政機関への措置要求)

第26条 市長は、事業者が宣伝広告について、不当な表示を行い、又は不公正な取引方法を用いている疑いがあると認めるときは、速やかに、関係行政機関に対し、調査その他必要な措置を講じるよう求めるものとする。

第6節 取引方法等の適正化

(不当な取引行為の禁止)

第27条 事業者は、消費者に対し、次の各号に掲げる不当な取引行為をしてはならない。

- (1) 販売又は訪問購入の意図を隠し、取引に関して重要な情報を提供せず、誤解を生じさせるおそれのある情報を提供し、執ように説得し、心理的不安に陥れる等の不当な方法で契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 消費者に著しい不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為
- (3) 消費者が他の事業者から商品等を購入することを前提とする資金の貸付けその他の信用を供与する契約において、購入に係る他の事業者の行為が前2号のいずれかに該当することを知り、又は知り得たにもかかわらず、消費者に対し当該契約を勧誘し、又は当該契約を締結させる行為
- (4) 前号に規定する契約において、消費者が当該商品等の購入につき当該他の事業者に対して生じている事由をもつて正当な主張をしているにもかかわらず、消費者又はその関係人に対し、契約に基づく債務の履行を迫り、又は債務を履行させる行為
- (5) 消費者又はその関係者に対し、欺く、威迫する等の不当な手段を用いて契約に基づく債務の履行を請求し、又はその履行をさせる行為（当該契約の成立又はその内容について当事者間に争いのある場合を含む。）
- (6) 契約に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、適切な処理をすることなく履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為
- (7) 消費者の正当な契約申込みの撤回、契約の解除、取消し等の申出を妨げ、又は契約の申込みの撤回、契約の解除、取消し等に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

2 市長は、前項各号に掲げる不当な取引行為の基準を規則で定めることができる。

(深夜、早朝の訪問等の禁止)

第27条の2 事業者は、消費者から要請があつた場合を除き、消費者の私生活の平穩を著しく損なわないよう、午後9時から翌日の午前8時までの間は、商品等の販売若しくは提供又は訪問購入の目的をもつて、消費者の住居等を訪問し、又は電話等をしてはならない。

(深夜、早朝の取立て及び不当な貸付債権取立行為の禁止)

第28条 貸金業（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業をいう。以下この項及び次条において同じ。）を営む事業者若しくは貸金業を営む事業者の貸付債権を取得した者又は貸金業を営む事業者若しくは貸金業を営む事業者の貸付債権を取得した者から取立ての委託を受けた者（次項において「貸付債権取立者」という。）は、消費者から要請があつた場合を除き、消費者の私生活の平穩を損なわないよう、午後9時から翌日の午前8時までの間は、貸付債権取立ての目的をもつて、債務者、保証人、それらの親族その他の縁故者である消費者の住居等を訪問し、又は電話等をしてはならない。

2 貸付債権取立者は、前項に定めるもののほか、消費者の私生活の平穩を損なうような規則で定める不当な貸付債権取立行為をしてはならない。

(貸金業を営む事業者に対する指導等)

第29条 市長は、貸金業を営む事業者と金銭の借受けに係る契約（貸付金が消費生活の用に供されるものに限る。）を締結した債務者、保証人、それらの親族その他の縁故者である消費者から、当該借受けに関して苦情の申出があつたときは、必要に応じ、実情を調査し、当該貸金業を営む事業者又は関係事業者団体に対する指導その他必要な措置を講じるものとする。

(指導、勧告及び公表)

第30条 市長は、事業者が第27条、第27条の2又は第28条の規定に違反したときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該事業者に対し、是正するよう指導し、又は勧告することができる。ただし、当該事業者の事業活動による消費生活上の被害の発生又は拡大を防止する

ため緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定に基づく指導又は勧告を行つたときは、速やかに、第46条に規定する対策会議に対して、その緊急の必要性、指導又は勧告の内容等必要な事項について報告しなければならない。

3 市長は、第1項本文の規定に基づく勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(関係行政機関への措置要求)

第31条 市長は、事業者が用いている取引方法等が法令等その他特別の定めに違反している疑いがあると認めるときは、速やかに、関係行政機関に対し、調査その他必要な措置を講じるよう求めるものとする。

第3章 生活関連物資等の販売等の適正化等

(生活関連物資等の流通の円滑化及び価格の適正化)

第32条 事業者は、常に、消費者の日常生活に必要な商品等（以下この章において「生活関連物資等」という。）の流通の円滑化及び価格の適正化に努めなければならない。

(生活関連物資等の価格等の調査及び公表)

第33条 市長は、生活関連物資等のうち必要なものについて、価格、需給動向等を調査し、その結果を公表するものとする。

(生活関連物資等の売渡し等の要請)

第34条 市長は、生活関連物資等が不足し、又は不足するおそれがあるため、消費者の日常生活に支障を来し、又は支障を来すおそれがあると認めるときは、法令等に定める措置が講じられる場合を除き、速やかに、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該生活関連物資等を販売し、又は提供する事業者に対し、売渡しその他必要な措置を講じるよう求めるものとする。

2 事業者は、前項の規定に基づく要請があつたときは、これに応じるよう努めなければならない。

(生活関連物資等の価格の適正化の要請)

第35条 市長は、生活関連物資等の価格が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあるため、消費者の家計を急激に圧迫し、又は圧迫するおそれがあると認めるときは、法令等に定める措置が講じられる場合を除き、速やかに、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該生活関連物資等を販売し、又は提供する事業者に対し、当該生活関連物資等を適正な価格で販売し、又は提供するよう求めるものとする。

2 事業者は、前項の規定に基づく要請があつたときは、これに応じるよう努めなければならない。

(結果の公表)

第36条 市長は、第34条第1項又は前条第1項の規定に基づく措置を講じるよう求められた事業者が当該措置を講じたときはその結果を、講じなかつたときはその旨を公表することができる。

(関係行政機関への措置要求又は指導、勧告及び公表)

第37条 市長は、生活関連物資等の価格が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがあると認めるとき又は生活関連物資等の価格が異常に上昇し、若しくは上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資等の買占め若しくは売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、法令等に定める措置が講じられる場合を除き、速やかに、関係行政機関に対し、必要な措置を講じるよう求めるものとし、又は第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該生活関連物資等を販売し、若しくは提供する事業者に対し、是正するよう指導し、若しくは勧告することができる。

2 市長は、前項の規定に基づく勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(立入調査等)

第38条 市長は、前条第1項の規定に基づく勧告を行うため必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な事項を報告させ、又はその職員に、当該事業者の事務所、店舗、倉庫、工場等に立ち入って、帳簿、書類、生活関連物資等その他必要な事項を調査させ、若しくは当該事業者に対し、質問させることができる。

2 前項の規定に基づく立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者に提示しなければならない。

(共同購入等に対する援助)

第39条 市長は、消費者団体その他の市民の団体が生活関連物資等の共同購入等を行う場合において、必要があると認めるときは、あつせんその他必要な援助を行うものとする。

第4章 被害の救済

(市長の被害救済の措置)

第40条 市長は、消費者から事業者の事業活動によつて消費生活上の被害を受けた旨の申出があつたときは、公正かつ速やかに、その被害の救済を図るため、実情の調査その他必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項に規定する被害の原因等を明らかにするため必要があると認めるときは、申出に係る事業者その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 事業者は、前項の規定に基づく説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

4 市長は、第1項に規定する被害の申出に係る紛争のうち、当事者が自ら解決することが困難なものについては、当該紛争を第46条に規定する対策会議のあつせん又は調停に付託するものとする。

5 市長は、前項の規定によるあつせん又は調停の結果について、第46条に規定する対策会議から規則で定める調書が提出された場合において、消費者を啓発するため必要があると認めるときは、その経過及び結果を公表することができる。

(消費者訴訟の援助)

第41条 市長は、事業者の事業活動によつて消費生活上の被害を受けた消費者から、当該被害に係る事業者を相手方とする訴訟（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第1項に規定する和解及び民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停を含む。以下この条において同じ。）の提起について援助を求められた場合において、当該訴訟が次の各号に掲げる要件を満たすときは、消費者の権利を確立するため、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該消費者に対し、当該訴訟に要する経費に充てる資金の貸付けその他必要な援助を行うことができる。

(1) 同一又は同種の原因による被害を受けた消費者が多数生じ、又は生じるおそれがあること。

(2) 訴訟に要する経費が被害額を超え、又は超えるおそれがあること。

(3) 消費者が市内に住所を有すること。

(4) 消費者が福島県から同一の訴訟に関し貸付けを受けていないこと。

2 市長は、商品等の販売若しくは提供又は訪問購入に関して事業者に訴訟を提起された消費者から反訴（訴訟の係属中にその訴訟手続を利用して、被告である消費者が原告である事業者を相手方として逆に訴訟を提起することをいう。以下この条において同じ。）について援助を求められた場合において、当該反訴が次の各号に掲げる要件を満たすときは、消費者の権利を確立するため、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該消費者に対し、当該反訴に要する経費に充てる資金の貸付けその他必要な援助を行うことができる。

(1) 反訴の内容が相手方事業者に金銭等の給付を求めるものでないこと又は当該反訴に係る経費が相手方事業者に求める金銭等の給付の額を超え、若しくは超えるおそれがあること。

(2) 消費者が市内に住所を有すること。

(3) 消費者が福島県から同一の反訴に関し貸付けを受けていないこと。

3 前2項に定めるもののほか、消費者の訴訟又は反訴（第46条第2項第5号において「消費者訴訟」という。）の援助に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 消費生活安定協定

（消費生活安定協定の締結等）

第42条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上に役立てるとともに、商品等の販売若しくは提供又は訪問購入に関して、事業者の自主的な改善を促進するため、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、事業者又は事業者団体との間に消費生活安定協定（次項において「協定」という。）を締結することができる。

2 市長は、協定を締結し、変更し、又は解除したときは、その内容を公表するものとする。

第6章 消費者の啓発等

（消費者啓発及び消費者教育の推進）

第43条 市長は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会が広く求められている状況に鑑み、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

（消費者教育に関する計画）

第43条の2 市長は、消費者教育の推進に関する法律第9条第1項に規定する基本方針等を踏まえ、消費者教育の推進に関する施策についての計画（同法第10条第2項に規定する市町村消費者教育推進計画をいう。）を定め、これを公表するものとする。

2 市長は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、第46条に規定する対策会議の意見を聴かなければならない。

（消費者の組織化等）

第44条 市長は、消費者の権利の確立のための自主的な努力に対し援助協力するため、自ら又は関係行政機関と協力して、消費者の組織化及び組織の育成に必要な施策を実施するよう努めるものとする。

第7章 消費者の申出

（消費者の申出）

第45条 消費者は、自らの消費者の権利が侵され、又は侵されるおそれがあると認めるときは、市長にその旨を書面で申し出て、必要な措置を講じるよう求めることができる。

2 市長は、前項の規定に基づく申出があつたときは、必要な調査を行い、当該申出の内容が事実であると認めるときは、必要な措置を講じるとともに、その旨を当該消費者に書面で通知し、措置を講じる必要がないと認めるときは、その旨を当該消費者に書面で通知するものとする。

第8章 消費生活対策会議

（消費生活対策会議）

第46条 消費者行政の適正な運営及び消費者の被害救済の適正な処理を図るため、いわき市消費生活対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

2 対策会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。

(1) 市長が行おうとする指導又は勧告に関し意見を述べること。

(2) 市長が行おうとする公表に関し意見を述べること。

(3) 事業者の弁明を聴くこと。

(4) 市長から付託された紛争のあっせん又は調停を行うこと。

(5) 市長が行おうとする消費者訴訟の援助に関し意見を述べること。

(6) 第43条の2第1項の計画の作成又は変更に関し意見を述べること。

- (7) 前各号に定めるもののほか、消費者行政に関する重要事項、消費者の被害救済に関する事項及び消費者教育に関する事項を調査し、又は審議すること。
- 3 対策会議は、委員15人以内で組織する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 知識経験を有する者
 - (2) 消費者を代表する者
 - (3) 事業者を代表する者
 - (4) 消費者団体を代表する者
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 対策会議に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。
- 8 会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。
- 9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 10 会長は、対策会議の調査、審議、あつせん又は調停に必要なであると認めるときは、その案件に関係のある者の出席を求めることができる。
- 11 会長は、第2項各号の事項を処理するときは、必要に応じ、小委員会を設けることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第47条 削除

第9章 事業者の弁明

(事業者の弁明)

第48条 市長は、第8条、第20条、第24条、第30条第1項本文及び第37条の規定に基づく事業者に対する勧告又は公表については、それぞれ当該事業者に対し、事前に弁明の機会を与えるものとする。この場合において、市長は、当該事業者が指定した期日に出頭しないことに正当な理由があると認めるときは、当該事業者に対し、再度弁明の機会を与えるものとする。

2 前項の規定による弁明は、対策会議において行う。

第10章 雑則

(適用除外)

第49条 この条例は、医師、歯科医師その他これに準じる者により行われる診療行為及びこれに準じる行為については、適用しない。

2 第2章第1節、第4章及び第7章の規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品については、適用しない。

3 第17条の規定は、特定商取引に関する法律第26条に規定する訪問販売については、適用しない。

4 第4章の規定は、消費者が消費した資金がかけごと等市長が社会通念上健全な消費生活を営むために必要な資金ではないと認める金銭の貸借に係る被害については、適用しない。

(委任)

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。ただし、第46条の規定は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月27日いわき市条例第17号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日いわき市条例第58号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日いわき市条例第31号）

この条例は、平成13年6月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定（「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める部分に限る。）並びに第41条第1項及び第46条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日いわき市条例第19号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成26年9月24日いわき市条例第36号）

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成26年12月24日いわき市条例第50号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第27条第1項第1号、第27条の2、第28条第1項、第41条第2項及び第42条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

○いわき市民の消費生活を守る条例施行規則

昭和58年4月1日
いわき市規則第22号

改正	昭和58年9月30日いわき市規則第37号	昭和59年3月31日いわき市規則第9号
	昭和61年2月4日いわき市規則第2号	平成元年3月31日いわき市規則第20号
	平成5年11月17日いわき市規則第43号	平成7年3月31日いわき市規則第28号
	平成12年3月31日いわき市規則第29号	平成14年3月29日いわき市規則第10号
	平成16年12月28日いわき市規則第48号	平成19年3月30日いわき市規則第23号
	平成26年3月31日いわき市規則第12号	平成26年12月24日いわき市規則第60号
	平成28年3月31日いわき市規則第19号	

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 消費者の権利の確立

第1節 危害の防止（第2条・第3条）

第2節 表示の適正化（第4条—第6条の2）

第3節 包装の適正化（第7条）

第4節 取引方法等の適正化（第8条—第9条）

第3章 被害の救済（第10条—第26条）

第4章 消費者の申出（第27条）

第5章 消費生活対策会議（第28条—第35条）

第6章 事業者の弁明（第36条—第38条）

第7章 補則（第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、いわき市民の消費生活を守る条例（昭和58年いわき市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 消費者の権利の確立

第1節 危害の防止

（身分証明書）

第2条 条例第9条第2項及び条例第38条第2項に規定する証明書は、身分証明書（第1号様式）とする。

（安全性の立証の要求）

第3条 条例第13条第1項の規定に基づく安全性の立証の要求は、商品等の安全性立証要求書（第2号様式）により行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定に基づく安全性の立証の再要求は、商品等の安全性立証再要求書（第3号様式）により行うものとする。

3 市長は、事業者から条例第13条第1項又は第2項の規定に基づく安全性の立証の要求又は再要求に市長の指定する期限までに応じることが困難である旨の申出があつた場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、その期限を延長することができる。

第2節 表示の適正化

（管理者氏名等の表示を要しない自動販売機）

第4条 条例第15条ただし書の規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要綱(昭和50年11月10日大蔵省・農林省・通商産業省・厚生省通達)により、統一ステッカーちよう付の除外機種となっているもの

(2) 事業者が専らその従業員の用に供するために設置したもの

第5条及び第6条 削除

(単位価格及び価格の表示)

第6条の2 条例第19条第2項の規則で定める事業者は、次の各号に掲げる事業者とする。

(1) 1の店舗面積が500平方メートル以上の店舗(1の建物内で2以上の事業者が事業を営む場合でこれらの事業者の店舗面積の合計が500平方メートル以上となる店舗を含む。)において事業を営む者(次号の事業者を除く。)

(2) 消費生活協同組合又は農業協同組合(1の店舗面積が300平方メートル以上の店舗において事業を営む者に限る。)

2 条例第19条第2項の規則で定める商品等及び単位価格の表示に使用する単位は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 前項に規定する場合において、別表第1に掲げる商品のうちに銘柄、品質、品種及び組成が異なる商品と詰め合わせて販売されるものがあるときは、同項の規定にかかわらず、当該商品を同項の商品等とはしない。

4 条例第19条第2項の規則で定める単位価格及び価格の表示方法等は、別表第2に掲げるとおりとする。

5 第1項各号に規定する事業者は、単位価格及び価格の表示の実施を証する単位価格表示実施プレート(第3号様式の2)を店舗等の見やすい箇所に掲示しなければならない。

6 条例第19条第3項の規則で定めるプレートは、単位価格表示協力プレート(第3号様式の3)とする。

第3節 包装の適正化

(過大又は過剰包装の基準)

第7条 条例第23条の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 容器に占める内容品以外の空間容積が、商品の安全性の確保その他の理由で市長がやむを得ないと認める場合を除き、20パーセント以下であること。

(2) 包装の費用が、商品の安全性の確保その他の理由で市長がやむを得ないと認める場合を除き、販売価格の15パーセント以下であること。

(3) 二次使用(空容器が他の用途に役立つことをいう。)を必要以上に強調して、消費者の商品選択を誤らせないこと。

(4) 無理な詰め合わせ又は抱き合わせをして、販売価格を不当に高くし、又は個々の商品を買えなくしないこと。

第4節 取引方法等の適正化

(条例第27条第1項第1号の不当な取引行為)

第8条 条例第27条第1項第1号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

(1) 商品等の販売若しくは提供若しくは訪問購入の意図を明らかにせず、若しくは商品等の販売若しくは提供若しくは訪問購入以外のことを主要な目的であるかのように告げて消費者に近づき、又はそのような広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(2) 商品等に関し、その品質、安全性、内容、取引の条件、取引の仕組その他取引に関する重要な情報を故意に提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(3) 商品等の販売若しくは提供又は訪問購入に際し、消費者が契約の締結の意思を決定する上で重要性を有する事項について、虚偽の事実又は誤信させるような事実を告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(4) 商品等の品質、内容又は取引の条件が実際のものよりも著しく優良又は有利であると消費者に

(いわき市民の消費生活を守る条例施行規則)

誤信させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

- (5) 商品等の購入若しくは設置又は利用が法令等により義務付けられているかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (6) 自らを官公署若しくは公共的団体等の許可、認可、後援等を得ていると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (7) 消費者の意に反して長時間にわたり、若しくは反復して、威圧的な言動等を用いて、又は契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、迷惑を覚えさせるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (8) 消費者の年齢、収入等契約を締結する上で重要性を有する事項について偽るようによそのかし、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (9) 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、その場で、若しくはその他の場所へ誘引して、執ように若しくは威圧的な言動を用いて契約の締結を勧誘し、又はこれにより契約を締結させること。
- (10) 商品等の購入又は利用の資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、執ように契約の締結を勧誘し、又はこれにより契約を締結させること。
- (11) 消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組等について必要な説明をしないまま、消費者に著しく不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (12) 消費者の不幸を予言し、消費者の健康又は老後の不安その他の生活上の不安をことさらにあおる等消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (13) 主たる販売目的以外の商品等を意図的に無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、商品等の購入又は利用の契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(条例第27条第1項第2号の不当な取引行為)

第8条の2 条例第27条第1項第2号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 契約に係る損害賠償額の予定又は違約金の定めにおいて、消費者に異常に高額又は高率な負担を求める条項を設けた契約を締結させること。
- (2) 消費者の契約の申込みの撤回又は契約の解除若しくは取消しをすることができる権利を制限して、消費者に著しく不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。
- (3) 消費者が購入又は利用の意思表示をした主たる商品等と異なるもの又は消費者が表示した年齢、収入等とは異なつた事項を記載した契約書面を作成して、消費者に著しく不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。
- (4) 消費者にとって不当に過大な量の商品等又は不当に長期にわたつて供給される商品等の購入若しくは利用を内容とする契約を締結させること。
- (5) 当該契約に関する訴訟について、消費者に著しく不利な裁判管轄を定めた内容の契約を締結させること。
- (6) 商品等の購入又は利用に伴つて消費者が受ける信用がその者の返済能力を著しく超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与と一体となした内容の契約を締結させること。

(条例第27条第1項第3号の不当な取引行為)

第8条の3 条例第27条第1項第3号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 消費者が他の事業者から商品等を購入すること又は提供を受けることを前提として、消費者に商品等を購入するため又は提供を受けるための資金を貸し付ける等の信用を供与する契約（以下「第三者与信契約」という。）において、商品等を販売又は提供する事業者の行為が条例第27条第1項第

1号又は同項第2号に規定する不当な取引行為のいずれかに該当することを知っていること。

(2) 第三者与信契約において、商品等を販売又は提供する事業者が取り扱う商品等の内容及び販売又は提供の方法、その信用状態等を十分把握するよう努めれば、その事業者の行為が条例第27条第1項第1号又は同項第2号に規定する不当な取引行為のいずれかに該当することを知ることができたにもかかわらずそのように努めなかつたため、そのことを知らないこと。

(条例第27条第1項第4号の不当な取引行為)

第8条の4 条例第27条第1項第4号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第三者与信契約において、履行期が過ぎているのに、商品等の提供がなされていない、提供された商品等が不完全なものである等、商品等を販売又は提供する事業者に対して生じている事由をもって消費者等が正当に支払を拒否しているにもかかわらず、債務の履行を強要し、又は債務の履行をさせること。

(2) 第三者与信契約において、商品等の購入又は利用の契約が成立していない、無効である等、商品等を販売又は提供する事業者に対して生じている事由をもって消費者等が正当に支払を拒否しているにもかかわらず、債務の履行を強要し、又は債務の履行をさせること。

(3) 第三者与信契約において、商品等を販売又は提供する事業者に対して生じている事由をもって消費者等が正当に支払を拒否しているにもかかわらず、当該消費者の関係する者で法律上の支払の義務のないものに対し、債務の履行を強要し、又は債務の履行をさせること。

(条例第27条第1項第5号の不当な取引行為)

第8条の5 条例第27条第1項第5号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

(1) 消費者又はその保証人その他の法律上の支払の義務のある者（以下「消費者等」という。）を欺き、威迫し、又は困惑させること。

(2) 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させて、当該金融機関等に同行し、預貯金の払戻し又は借入れをさせること。

(3) 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させて、当該消費者等に代わつて金融機関等において預貯金の払戻し又は借入れをさせること。

(4) 消費者等に対し、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関又は消費者等の関係する者に通知するということ。

(5) 消費者等が契約の成立等について争っているにもかかわらず、契約が成立した等と強引に主張すること。

(6) 消費者の関係する者で法律上の支払の義務のないものに対し、正当な理由がないにもかかわらず、電話等による通知をし、又は訪問すること。

(条例第27条第1項第6号の不当な取引行為)

第8条の6 条例第27条第1項第6号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

(1) 契約に基づく債務の履行の期日が過ぎているにもかかわらず、消費者からの履行の催促に対して適切な対応をすることなく、当該契約の内容に従つた当該債務の履行を拒否し、又は遅延させること。

(2) 契約の内容に従つた債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、担当者の不在、退職等を理由にして対応を拒み、当該債務の完全な履行を拒否し、又は遅延させること。

(3) 役務の提供を受ける契約において、消費者からの当該役務の提供の要求に対して適切な対応をすることなく、当該契約の内容に従つた役務の提供を拒否し、又は遅延させること。

(条例第27条第1項第7号の不当な取引行為)

第8条の7 条例第27条第1項第7号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

(1) 消費者がクーリング・オフの権利（割賦販売法（昭和36年法律第159号）、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）その他これらに類する法令の規定により申込みを撤回し、又は契約を解除する権利をいう。以下同じ。）を行使する際に、これを拒否し、又は黙殺すること。

- (2) 消費者がクーリング・オフの権利を行使する際に、消費者を欺き、又は威迫して、これを妨げること。
- (3) 消費者の口頭によるクーリング・オフの権利の行使に際して異議を述べなかつたにもかかわらず、クーリング・オフの権利が行使できる期間が経過した後に、当該クーリング・オフの権利の行使が書面によらなかつたことを理由として、契約の成立又は存続を強要すること。
- (4) 消費者の自発的な意思によることなく商品を使用させ、又は商品の全部若しくは一部を消費させることにより、クーリング・オフの権利の行使を妨げること。
- (5) 消費者の自発的な意思によることなく役務を利用させることにより、クーリング・オフの権利の行使を妨げること。
- (6) 消費者のクーリング・オフの申出に際し、法令上の根拠のない手数料、送料、役務の対価等の支払を要求することにより、クーリング・オフの権利の行使を妨げること。
- (7) 継続的に商品等を供給する契約において、消費者が正当な根拠に基づいて中途解約を申し出ているにもかかわらず、これを拒否する、解約に伴う高額な違約金を要求する、威迫する等して、契約の存続を強要すること。
- (8) 継続的に商品等を供給する契約において、消費者が正当な根拠に基づいて中途解約を申し出ているにもかかわらず、解約の条件として、新たに別の商品等を購入又は利用する契約を締結させることにより、実質的に契約の存続を強要すること。
- (9) 消費者が正当な根拠に基づいて契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消の申出をし、又は無効の主張をする際に、消費者を欺き、若しくは威迫して、これらを拒否し、又は契約の成立若しくは存続を強要すること。
- (10) 消費者による契約の申込みの撤回、契約の解除又は取消が有効になされたにもかかわらず、これらの事由によつて生ずる金銭の返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由なく拒否し、又は遅延させること。
- (11) 契約が無効であるにもかかわらず、金銭の返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由なく拒否し、又は遅延させること。

(不当な貸付債権取立行為)

第9条 条例第28条第2項の規則で定める不当な貸付債権取立行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 債務者である消費者の保証人となつていない親族その他の縁故者に対し、返済を求めること。
- (2) みだりに、債務者、保証人、それらの親族その他の縁故者である消費者の勤務先を訪れ、又は電話すること等債務者等である消費者を困惑させるような行動をとつて返済を求めること。
- (3) 返済能力のない債務者又は保証人である消費者に対し、他の貸金業を営む事業者から金銭を借り入れ、当該金銭をもつて自己の債務を返済するよう威圧的な言動で強要すること。
- (4) 返済能力のない債務者又は保証人である消費者に対し、債務を返済するために、クレジットカード(それと引換えに、若しくはそれを提示して特定の事業者から商品を購入し、又は役務の提供を受けることができる証票その他の物を総称していう。)を用いて商品を購入した後、当該商品を売却し、若しくは質入れして得た金銭をもつて自己の債務を返済するよう求め、又は当該商品を自己の債務の代わりに提供するよう求めること。
- (5) 債務者又は保証人である消費者に対し、借受け又は保証に関する事実を流布する旨告げる等脅迫的な言葉を用いて返済を求めること。
- (6) 債務者等である消費者の意に反して、その住居、勤務先、それらの周辺等に居直り、若しくは粗野若しくは乱暴な言葉若しくは字句を用い、若しくはその身边から離れず、若しくはその進路を邪魔し、又は建物、車内、船内等への同行を迫る等嫌がらせの手段を用いて返済を求めること。
- (7) 債務処理に関し、債務者若しくは保証人である消費者から、その権限を弁護士に委任した旨の通知若しくは民事調停法(昭和26年法律第222号)による調停、破産法(平成16年法律第75号)による破産手続開始の決定等の裁判上の手続をとつた旨の通知を受けた後に、若しくは弁護士から、その権

限を受任した旨の通知を受けた後に、又は次条の規定により市長から、紛争を第28条に規定する対策会議に付託した旨を通知する書面を受け取った後に、正当な理由がなく返済を求めること。

(8) その他債務者又は保証人である消費者に対し、市長が社会通念上正当ではないと認める方法によつて返済を求め等不当な貸付債権取立行為をすること。

第3章 被害の救済

(紛争の付託の通知)

第10条 市長は、条例第40条第4項に規定する措置を講じたときは、その旨を当事者に書面で通知するものとする。

(紛争のあつせん・調停調書)

第11条 条例第40条第5項の規則で定める調書は、紛争のあつせん・調停調書（第4号様式。第34条において「調書」という。）とする。

(消費者訴訟の資金の貸付け以外の援助)

第12条 条例第41条第1項又は第2項の規定に基づくその他必要な援助は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 弁護士のアフせん
- (2) 潜在被害者に対する呼び掛けその他の広報
- (3) 資料その他の情報の提供
- (4) その他市長が特に必要があると認めるもの

(訴訟資金の貸付けの範囲、貸付額及び貸付限度額)

第13条 消費者の訴訟又は反訴（以下この章において「消費者訴訟」という。）に要する費用（以下この章において「訴訟資金」という。）の貸付けの範囲は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、訴訟資金の貸付額（以下この条において「貸付額」という。）は、同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の右欄によつて算定した貸付額が150万円を超えるときは、貸付額は、150万円を打ち切るものとする。

貸付けの範囲	貸付額
裁判手続費用	民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第2章の規定により裁判所に納める費用を限度として、市長が相当と認める額
弁護士費用	訴訟代理人となる弁護士（以下この章において「弁護士」という。）に対する手数料（着手金）、謝金、日当等の支払額を限度として、市長が相当と認める額
権利保全費用	裁判所が決定した保証金、裁判所が囑託する登記又は登録につき納める登録免許税の額並びに執行官法（昭和41年法律第111号）の規定による手数料及び費用の額を限度として、市長が相当と認める額
強制執行費用	裁判所が囑託する登記又は登録につき納める登録免許税の額並びに執行官法の規定による手数料及び費用の額を限度として、市長が相当と認める額
その他訴訟費用	書証作成費用、通信連絡費用等訴訟遂行上必要な費用であつて、その支払額を限度として、市長が相当と認める額

(借受けの申請)

第14条 訴訟資金の貸付けを受けようとする消費者（以下この章において「申請人」という。）は、訴訟資金借受申請書（第5号様式。次条において「申請書」という。）に住民票1部の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(貸付けの決定等)

第15条 市長は、前条に規定する申請書が提出された場合は、速やかに、第28条に規定する対策会議

の意見を聴いて貸付の適否を決定し、訴訟資金貸付決定・借受申請却下通知書（第6号様式）により、その旨を申請人に通知するものとする。

（貸付けの決定の取消し）

第16条 市長は、申請人が虚偽の申請その他不正な手段を用いて前条に規定する貸付けの決定を受けたと認めるとき又は次条第1項に規定する期間内に同項に規定する契約を締結しないときは、その貸付けの決定を取り消すものとする。

（契約の締結等）

第17条 申請人は、第15条に規定する訴訟資金貸付決定通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、市長と訴訟資金貸借契約書（第7号様式。以下この章において「契約書」という。）により契約を締結しなければならない。

2 申請人は、前項の契約には、市長が適当と認める連帯保証人2人を立てなければならない。

3 市長は、第1項に規定する契約を締結したときは、申請人に対し、締結した日の翌日から起算して14日以内に、契約書に基づく貸付金（以下この章において「貸付金」という。）を貸し付けるものとする。

（貸付利息）

第18条 貸付金は、無利息とする。

（追加借受け）

第19条 貸付金を借り受けた申請人（以下この章において「借受人」という。）は、既に借り受けた貸付金だけでは消費者訴訟を継続していくことが困難になったとき又は上訴しようとするとき若しくは控訴審において反訴しようとするときは、市長に対し、貸付金の追加借受け（次項において「追加借受け」という。）を申請することができる。

2 第13条から前条までの規定は、前項に規定する追加借受けに準用する。

（貸付金の即時返済）

第20条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部を直ちに返済させるものとする。

- (1) 貸付けに係る消費者訴訟を提起しないとき又は取り下げたとき。
- (2) 貸付金をその目的以外に使用したとき又は理由なくその目的に使用しないとき。
- (3) 連帯保証人2人を立てることができなくなつたとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な手段を用いて貸付金を借り受けたとき。
- (5) その他条例又はこの規則若しくは契約書に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により貸付金を返済させるときは、その貸付金を貸し付けた日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した利息を付することができる。

（貸付金の返済）

第21条 借受人は、消費者訴訟が終了したとき（追加貸付け分のうち、上訴又は控訴審における反訴に係るものについては、その上訴又は控訴審における反訴が終了したとき）は、終了の日の翌日から起算して6箇月以内に貸付金の全額を一括して返済しなければならない。

（延滞利息）

第22条 市長は、借受人が返済期限内に貸付金を返済しないときは、返済期限の日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を付するものとする。ただし、第24条第1項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（貸付金の返済期限の延長等）

第23条 市長は、第21条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金を分割して返済させ、又は貸付金の全部若しくは一部の返済期限を延長し、一括若しくは分割して返済させることができる。

- (1) 借受人が上訴したとき又は控訴審において反訴したとき。

(2) 借受人が勝訴の判決を得たにもかかわらず、相手方事業者からの金銭の支払等が遅れているとき。

(3) その判決に基づく強制執行手続が進行中であるとき。

(4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定に基づく貸付金を分割して又は貸付金の全部若しくは一部の返済期限を延長して返済しようとする借受人は、訴訟資金分割返済・返済期限延長申請書（第8号様式。次項において「返済期限延長等申請書」という。）に前項第1号から第3号までのいずれかに該当すること又は貸付金を返済期限内に一括して返済することが困難なことを証する書類を添えて、返済期限の日の前日から起算して14日前までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する返済期限延長等申請書が提出された場合は、速やかに、第28条に規定する対策会議の意見を聴いて貸付金の分割返済又は返済期限の延長の認否を決定し、訴訟資金分割返済・返済期限延長決定・申請却下通知書（第9号様式）により、その旨を申請した借受人に通知するものとする。

4 市長は、借受人が虚偽の申請その他不正な手段を用いて前項に規定する貸付金の分割返済又は返済期限の延長の決定を受けたと認めるときは、貸付金の分割返済又は返済期限の延長の決定を取り消すものとし、その決定を当初返済期限（貸付金の分割返済又は返済期限の延長の決定前の返済期限をいう。以下この章において同じ。）後に行つたときは、当初返済期限の日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を付するものとする。

（貸付金の返済の免除）

第24条 市長は、第21条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部の返済を免除することができる。

(1) 訴訟の結果、借受人が相手方事業者から金銭等を得ることができなかつたとき。

(2) 訴訟の結果、借受人が相手方事業者から得る金銭等の額が貸付金の額を下回つたとき。

(3) 相手方事業者の解散、破産手続開始の決定等の事情により、借受人が相手方事業者から金銭の支払等を受ける見込みがなくなつたとき。

(4) 借受人が死亡し、かつ、訴訟を承継すべき者がいないとき。

(5) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定に基づく貸付金の全部又は一部の返済の免除を受けようとする借受人（前項第4号に該当する場合は、借受人の相続人とし、借受人の相続人がいないときは、連帯保証人とする。以下この章において同じ。）は、訴訟資金返済免除申請書（第10号様式。次項において「免除申請書」という。）に前項第1号から第4号までのいずれかに該当すること又は貸付金の全部若しくは一部の返済が困難であることを証する書類を添えて、返済期限の日の前日から起算して14日前までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する免除申請書が提出された場合は、速やかに、第28条に規定する対策会議の意見を聴いて貸付金の全部又は一部の返済の免除の認否を決定し、訴訟資金返済免除決定・申請却下通知書（第11号様式）により、その旨を申請した借受人に通知するものとする。

4 市長は、借受人が虚偽の申請その他不正な手段を用いて前項に規定する貸付金の全部又は一部の返済の免除の決定を受けたと認めるときは、貸付金の全部又は一部の返済の免除の決定を取り消すものとし、その決定を当初返済期限後に行つたときは、当該返済期限の日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を付するものとする。

（届出）

第25条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に書面で届け出なければならない。

(1) 消費者訴訟を提起したとき。

(2) 消費者訴訟を取り下げたとき。

- (3) 消費者訴訟が終了したとき。
 - (4) 弁護士に変更があつたとき。
 - (5) 消費者訴訟の請求の内容を変更したとき。
 - (6) 借受人、連帯保証人又は弁護士の氏名若しくは住所に変更があつたとき。
 - (7) 連帯保証人の死亡その他の理由により連帯保証人を変更する必要があるとき。
- 2 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、速やかにその旨を市長に書面で届け出なければならない。
- 3 訴訟の承継があつたときは、当該訴訟を承継した者は、速やかにその旨を市長に書面で届け出なければならない。

(資料の提出等)

第26条 市長は、必要があると認めるときは、借受人に対し、貸付金に係る訴訟の進捗よく状況、資金の使用状況その他必要な事項について、報告若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

- 2 借受人は、前項の規定に基づく報告若しくは説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

第4章 消費者の申出

(消費者の申出の書面)

第27条 条例第45条第1項に規定する書面は、申し出る消費者の氏名又は名称及び住所又は所在地、申出の趣旨及び内容、求める措置その他必要な事項を記載した書面とする。

第5章 消費生活対策会議

(会議)

第28条 いわき市消費生活対策会議（以下「対策会議」という。）の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の任期の満了に伴い新たに組織される対策会議の最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 対策会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 対策会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の除斥)

第29条 委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審議又は調査に参加することができない。ただし、対策会議の同意があつたときは、この限りでない。

- (1) 委員が案件の関係者若しくは法人である関係者の代表者であるとき又はあつたとき。
- (2) 委員が案件の関係者若しくは法人である関係者の代表者と親族の関係にあるとき又はあつたとき。
- (3) 委員が案件の関係者の後見人、後見監督人若しくは保佐人であるとき又はあつたとき。
- (4) 委員が案件について関係者の代理人若しくは法人である関係者の代理人であるとき又はあつたとき。

(参考人又は鑑定人の出席要請)

第30条 会長は、対策会議の調査又は審議に必要があると認めるときは、参考人又は鑑定人の出席を求めることができる。

(対策会議の庶務)

第31条 対策会議の庶務は、市民協働部消費生活センターにおいて処理する。

(委任)

第32条 この規則に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、対策会議が定める。

(紛争のあつせん又は調停)

第33条 対策会議は、条例第40条第4項の規定により紛争のあつせん又は調停を付託されたときは、適切かつ速やかに紛争のあつせん又は調停を行うものとする。

(紛争のあつせん又は調停の終了、打切り等)

第34条 対策会議の紛争のあつせん又は調停は、当事者間に合意が成立し、その旨を調書に記載したときに終了するものとする。

2 対策会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、紛争のあつせん又は調停を打ち切るものとする。

(1) 当事者が紛争に関して訴訟を提起しようとするとき又は提起したとき。

(2) 当事者が対策会議のあつせんに応じないとき又は対策会議が提示した調停案を受け入れないとき。

(3) その他あつせん又は調停を行うのに困難な事情があるとき。

3 対策会議は、紛争のあつせん又は調停が終了したときは、市長に調書を提出するものとする。紛争のあつせん又は調停を打ち切ったときも同様とする。

(小委員会)

第35条 小委員会の委員は、対策会議の委員のうちから、会長が指名する。

2 小委員会に委員長を置き、小委員会に属する委員のうちから会長が指名する委員をもつてこれに充てる。

3 委員長は、小委員会を招集し、小委員会の事務を掌理し、並びに小委員会の審議の経過及び結果を会長に報告する。

4 小委員会は、あらかじめ議決するところにより、小委員会の議決をもつて対策会議の議決とすることができる。

5 小委員会の議事の定足数及び表決数については、第28条の規定を準用する。

第6章 事業者の弁明

(聴聞の開催通知等)

第36条 市長は、条例第48条第1項の規定により事業者に弁明の機会を与えようとするときは、会長に対し、対策会議の開催を要請するものとする。

2 会長は、前項に規定する要請があつたときは、これに応じるものとし、速やかにその開催期日等を決定するものとする。

3 市長及び会長は、会長が事業者に弁明を行わせるために開催する対策会議の会議（以下この章において「聴聞」という。）を招集しようとするときは、連名で、弁明を行わせようとする事業者に対し、その期日の14日前までに聴聞開催通知書（第12号様式。以下この条において「通知書」という。）を送付するものとする。

4 会長は、条例第46条第10項の規定により関係者（弁明を行わせようとする事業者を除く。以下この条において同じ。）の出席を求めようとするときは、前項に準じて、当該関係者に通知書を送付するものとする。

5 市長は、通知書を送付したときは、直ちに必要な事項を公告するものとする。

6 通知書を受理した事業者又は関係者は、海外出張その他やむを得ない理由により聴聞の開催期日（以下この条において「指定した期日」という。）に出頭できないときは、市長及び会長に対し、書面で指定した期日の変更を申し出ることができる。

7 市長及び会長は、前項の規定に基づく指定した期日の変更の申出があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、指定した期日を変更するものとする。

8 第3項から第5項までの規定は、指定した期日を変更する場合及び聴聞を続行する場合に準用する。

9 弁明を行おうとする事業者又は関係者は、聴聞に代理人を立てようとするときは、その代理権を証する書面を事前に会長に提出しなければならない。

(聴聞)

第37条 聴聞は、口頭審理により行うものとする。

2 事業者の弁明を聴取する者（以下この章において「聴取者」という。）は、市長又はその指名す

る職員とする。

3 議長は、聴聞を行うに当たっては、その開始を告げた後、聴取者に弁明を行う事業者又はその代理人（以下この章において「弁明者」という。）に対して勧告しようとする理由、内容等（公表しようとする場合に開催される聴聞にあつては、勧告に従わない事実、公表しようとする内容等）を陳述させ、その後に弁明者に弁明及び証拠の提出（証拠がある場合に限る。以下この章において同じ。）を求めるものとする。

4 議長は、関係者（その代理人を含む。以下この章において同じ。）に対し、随時発言を求めることができる。

5 委員は、議長の許可を得て、弁明者、関係者又は聴取者に対し、質問することができる。

6 議長は、必要があると認めるときは、弁明者、関係者又は聴取者に対し、陳述を制限することができる。

7 議長は、勧告に係る聴聞については、これを公開して行うものとする。この場合において、議長は、聴聞の秩序を維持するために必要があると認めるときは、入場しようとする傍聴人の人員を制限し、又はその秩序を乱した傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

8 議長は、聴聞が終了したとき又は聴聞を続行する必要がないと認めるときは聴聞の終結を、聴聞がその期日に終結しないときは別に期日を指定して聴聞を続行する旨を告げるものとする。

（聴聞記録及び証拠の保存等）

第38条 議長は、聴聞を開催したときは、その都度、聴取者の陳述の内容の要旨、弁明者の弁明の内容の要旨その他必要な事項を記載した聴聞記録を作成し、市長に保存させるものとする。

2 議長は、前条第3項の規定により提出された証拠のうち、必要があると認めるものについては、市長に保存させるものとする。

3 議長は、証拠を提出した弁明者がその証拠を市長に保存させることを拒否したときは、その旨を聴聞記録に記載するものとする。

4 第2項の規定により市長が保存する証拠が書面であるときは、その写し（マイクロフィルム等に縮小転写されたものを含む。）をもつてこれに代えることができる。

5 市長は、市民から、その保存する聴聞記録又は証拠について、閲覧の申出があつたときは、これを閲覧させるものとする。ただし、非公開で行つた聴聞に係る聴聞記録又は証拠については、弁明者、関係者又は会長若しくは委員であつた者以外には閲覧させてはならない。

第7章 補則

（委任）

第39条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。ただし、第28条から第32条までの規定は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年9月30日規則第37号）

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日いわき市規則第9号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年2月4日いわき市規則第2号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第8条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月31日いわき市規則第20号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成5年11月17日いわき市規則第43号）

この規則は、平成6年2月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日いわき市規則第28号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、所要の調整を行って引き続き使用することができる。

附 則（平成12年3月31日いわき市規則第29号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日いわき市規則第10号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日いわき市規則第48号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日いわき市規則第23号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日いわき市規則第12号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された帳票で残存するものについては、当分の間、所要の調整を行って引き続き使用することができる。

附 則（平成26年12月24日いわき市規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日いわき市規則第19号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第6条の2関係）

商品	表示に使用する単位
加工食品	
ハム	100 g
ソーセージ	100 g
マーガリン	10 g 又は100 g
チーズ	10 g 又は100 g
スパゲッティ	100 g
トマトケチャップ	10 g 又は100 g
マヨネーズ	10 g 又は100 g
食用油	10 g 又は100 g
たらこ	100 g
すじこ	100 g
生鮮食品	
精肉	100 g
まぐろ（盛りつけ刺身を除く。）	100 g
ばれいしよ	100 g
玉ねぎ	100 g
にんじん（調理用に切つたものを除く。）	100 g
バナナ	100 g

備考 1 商品を製造する段階又は輸入する段階で、表以外の計量単位で単位価格の表示がなされている場合又は単位価格の表示がなされていないで、内容量の表示のみがなされている場合は、当該計量単位を用いて単位価格の表示をすることができる。ただし、当該計量単位のうち、ポンド、オンス等消費者に分かりにくい計量単位については、この限りでない。

(いわき市民の消費生活を守る条例施行規則)

2 表示に使用する単位の10倍以上の内容量で販売される商品については、1キログラムを用いて表示することができる。

3 表示に使用する単位より少ない内容量で販売される商品については、当該表示に使用する単位を10で除して得た単位を用いて表示することができる。

別表第2 (第6条の2関係)

表示方法等	表示事項	面前計量をして販売する場合	商品名、表示に使用する単位及び単位価格
	表示事項	面前計量をしないで販売する場合	商品名、表示に使用する単位、単位価格、内容量及び販売価格
表示方法	次のいずれか1以上の方法で行うこと。 ア 商品ごとに、直接ラベルをはりつけて表示し、又は印刷し、若しくは手書きして表示する方法 イ 商品の陳列棚等にラベルをはりつけ、又は差し込んで表示する方法 ウ 商品の近くに下げ札又は置き札で表示する方法 エ 商品の近くに一覧表で表示する方法		

備考 商品の銘柄、品質、品種及び組成が同一のものを2以上詰め合わせて販売する場合は、それらを1の商品とみなして表示すること。

第1号様式(第2条関係)

(表 面)

		第 号
身 分 証 明 書		
写 真		所 属 職 名 氏 名
<p>上記の者は、いわき市民の消費生活を守る条例の規定により立入調査又は質問を行う職員であることを証明する。</p>		
年 月 日発行		
いわき市長		印

(裏 面)

<p>いわき市民の消費生活を守る条例(抜すい)</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第9条 市長は、前条第1項の規定に基づく勧告を行うため必要があると認めるときは、事業者若しくは関係人に対し、必要な事項を報告させ、又はその職員に、事業者の事務所、店舗、倉庫、工場等に立ち入って、帳簿、書類、商品等その他必要な事項を調査させ、若しくは事業者若しくは関係人に対し、質問させることができる。</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第38条 市長は、前条第1項の規定に基づく勧告を行うため必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な事項を報告させ、又はその職員に当該事業者の事務所、店舗、倉庫、工場等に立ち入って帳簿、書類、生活関連物資等その他必要な事項を調査させ、若しくは当該事業者に対し、質問させることができる。</p>
--

第2号様式(第3条関係)

商品等の安全性立証要求書

第 号
年 月 日

様

いわき市長 印

あなたが販売する商品若しくは権利又は提供する役務は、安全性に疑いがあるので、いわき市民の消費生活を守る条例第13条第1項の規定に基づき、次により、その商品、権利又は役務が安全であることを立証するよう求めます。

商品、権利又は役務の名称	
立証を求める理由	
立証を求める事項	
立証期限 年 月 日	資料の提出先 部 課

第3号様式（第3条関係）

商品等の安全性立証再要求書

第 号
年 月 日

様

いわき市長 印

いわき市民の消費生活を守る条例第13条第1項の規定に基づき、 年 月 日
付け 第 号であなたが販売する商品若しくは権利又は提供する役務が安全である
ことを立証するよう求めましたが、まだ立証していな
いので、同条第2項の規定に基づき、その商品、権利又は役務が安全であることを立証
するよう、再度求めます。

商品、権利又は役務の名称	
立証を求める理由	
立証を求める事項	
立証期限 年 月 日	資料の提出先 部 課

第3号様式の2 (第6条の2関係)


単位価格表示実施店
この店は、いわき市民の消費生活を守る条例の規定により、単位価格表示を行っております。 皆様方のお買物の目安にしてください。 い　わ　き　市

寸法	縦	35センチメートル
	横	45センチメートル
	厚さ	5ミリメートル
地色		黄色
市章及び文字		濃紺
材質		合成樹脂

第3号様式の3 (第6条の2関係)


単位価格表示協力店
この店は、いわき市民の消費生活を守る条例の規定により、単位価格表示を行っております。 皆様方のお買物の目安にしてください。 い　わ　き　市

寸法	縦	35センチメートル
	横	45センチメートル
	厚さ	5ミリメートル
地色		黄色
市章及び文字		濃紺
材質		合成樹脂

第4号様式(第11条関係)

紛争のあつせん調停調書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市消費生活対策会議会長

年 月 日受託	受付 第 号	年 月 日	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 打ち切り				
消費者の住所		相手方事業者の住所					
氏名		名称					
		(代表者)氏名					
紛争の内容		事業者の言い分					
対策会議の処理区分 <input type="checkbox"/> あつせん <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> あつせん後調停		あつせん又は調停の回数 あつせん 回 調停 回					
合意した内容		打ち切った理由 <input type="checkbox"/> 消費者が訴訟を提起した(しようとする)ため。 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 消費者があつせんに応じないため。 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 消費者が調停案を受け入れないため。 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 次のような事情があるため。					
市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係員

第5号様式 (第14条関係)

(表 面)

訴 訟 資 金 借 受 申 請 書

年 月 日

いわき市長 様

申請人 住 所.....

氏 名.....

生年月日 年 月 日

職 業..... 電話
番号.....

- 注意 1 共同して訴訟を提起する者がいる場合は、その者の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を記載した名簿を添付すること。
 2 住民票1部の写しを添付すること (共同して訴訟を提起する者がいる場合は、その者の分も必要)。
 3 追加借受申請の場合は、既に借り受けた訴訟資金の用途を証明する書類を添付すること。

被害額 (反訴は、 記入不要) 円	訴訟の目的の価額 円	訴訟 (反訴) 経費 (下記の合計額) 円	借受申請額 (下記の合 計額) 円					
借受けの区分等 <input type="checkbox"/> 初めての借受申請→ <input type="checkbox"/> 追加借受申請→ <input type="checkbox"/> 訴えの提起 <input type="checkbox"/> 反訴の提起 <input type="checkbox"/> 資金不足 <input type="checkbox"/> 控訴の提起 <input type="checkbox"/> 抗告の提起 <input type="checkbox"/> 上告の提起 <input type="checkbox"/> 反訴の提起 (控訴審)		裁判手続費用 円	裁判手続費用 円					
		弁護士費用 円	弁護士費用 円					
		権利保全費用 円	権利保全費用 円					
		強制執行費用 円	強制執行費用 円					
		その他訴訟費用 円	その他訴訟費用 円					
弁護士の住所		提訴 (予定) 裁判所名						
氏名		提訴 (予定) 年月日 年 月 日	共同訴訟者の人数 (申請人を除く。) 人					
相手方事業者の住所		被害者の住所 (申請人と異なる場合だけ記入)						
名称		氏名						
(代表者) 氏名		生年月日 年 月 日	職業					
		電話番号	申請人との関係					
市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係員	内容確認者

第6号様式(第15条関係)

訴訟資金貸付決定通知書
借受申請却下

第 号
年 月 日

様

いわき市長 印

区分
貸し付けします。
貸し付けしません。

対 年 月 日付け申請

貸付決定額 裁判手続費用	円	貸し付けしない(却下した)理由
弁護士費用	円	
権利保全費用	円	
強制執行費用	円	
その他訴訟費用	円	
合計	円	
契約手続 この通知書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に、同封した「訴訟資金貸借契約書」により契約を結びますので、必要な事項を御記入の上、期限内にお持ちください。		

お問い合わせは、(電話 内線) へどうぞ。

第7号様式(第17条関係)

訴訟資金貸借契約書

いわき市を甲とし、
を乙として、訴訟資金の貸借について、次のとおり契約を締結する。

(金銭の貸借)

第1条 甲は、訴訟資金として金
円を乙に貸し付け、乙は、これを借り受けるものとする。

(使用目的)

第2条 乙は、貸付金を消費者訴訟に要する経費に充てるものとし、その目的以外に貸付金を利用してはならない。

(貸付けの時期)

第3条 甲は、貸付金をこの契約を締結した日の翌日から起算して14日以内に乙に貸し付けるものとする。

(貸付利息)

第4条 貸付金は、無利息とする。

(即時返済)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部を直ちに返済させるものとする。

- (1) 貸付けに係る消費者訴訟を提起しないとき又は取り下げたとき。
- (2) 貸付金をその目的以外に使用したとき又は理由なくその目的に使用しないとき。
- (3) 連帯保証人2人を立てることができなくなつたとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な手段を用いて貸付金を借り受けたとき。
- (5) その他条例又は規則若しくはこの契約に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により貸付金を返済させるときは、貸付金を貸し付けた日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した利息を取ることができるものとする。

3 前項に定める年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても365日の割合とする(以下同じ)。

(返済)

第6条 乙は、消費者訴訟が終了したとき(追加貸付け分のうち、上訴又は控訴審にお

ける反訴に係るものについては、その上訴又は控訴審における反訴が終了したときは、終了の日の翌日から起算して6箇月以内に貸付金の全額を一括して甲に返済しなければならない。

(延滞利息)

第7条 甲は、乙が返済期限内に貸付金を返済しないときは、やむを得ない理由があると認める場合を除き、返済期限の日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を取るものとする。

(返済期限の延長等)

第8条 甲は、第6条の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認めるときは、貸付金を分割して返済させ、又は貸付金の全部若しくは一部の返済期限を延長し、一括若しくは分割して返済させることができるものとし、その期限等は、訴訟資金
分割返済
返済期限延長
決定通知書によるものとする。

2 甲は、乙が虚偽の申請その他不正な手段を用いて前項に規定する訴訟資金の分割返済又は返済期限延長の決定を受けたと認めるときは、その決定を取り消すものとし、その決定を決定前の返済期限の後に行つたときは、決定前の返済期限の日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を取るものとする。

(返済の免除)

第9条 甲は、第6条の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認めるときは、貸付金の全部又は一部の返済を免除することができるものとし、その免除額等は、訴訟資金返済免除決定通知書によるものとする。

2 甲は、乙が虚偽の申請その他不正な手段を用いて前項に規定する貸付金の全部又は一部の返済の免除の決定を受けたと認めるときは、その決定を取り消すものとし、その決定を決定前の返済期限の後に行つたときは、決定前の返済期限の日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を取るものとする。

(届出事項)

第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を甲に書面で届け出なければならない。

- (1) 消費者訴訟を提起したとき。
- (2) 消費者訴訟を取り下げたとき。

- (3) 消費者訴訟が終了したとき。
 - (4) 弁護士に変更があつたとき。
 - (5) 消費者訴訟の請求の内容を変更したとき。
 - (6) 乙、連帯保証人又は弁護士の氏名若しくは住所に変更があつたとき。
 - (7) 連帯保証人の死亡その他の理由により連帯保証人を変更する必要があるとき。
- 2 乙が死亡したときは、乙の相続人（乙の相続人がいないときは、連帯保証人）は、速やかにその旨を甲に書面で届け出なければならない。
- 3 訴訟の承継があつたときは、当該訴訟を承継した者は、速やかにその旨を甲に書面で届け出なければならない。

(資料の提出等)

- 第11条** 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、貸付金に係る訴訟の進捗よく状況、資金の使用状況その他必要な事項について、報告若しくは説明又は資料の提出を求めることができるものとする。
- 2 乙は、甲から前項の規定による報告若しくは説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(契約締結費用)

- 第12条** この契約の締結に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(補則)

- 第13条** この契約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、条例及び規則によるものとし、条例及び規則に定めがないときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書4通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲	いわき市 いわき市長 氏	名 印
乙	住 所 氏 名	名 印
	連帯保証人 住 所 氏 名	名 印
	連帯保証人 住 所 氏 名	名 印

第8号様式（第23条関係）

(表 面)

訴訟資金 分割返済 申請書
返済期限延長

年 月 日

いわき市長 様

借受人住所.....

氏名.....

注意「申請の理由」欄のいずれかに該当することを証明できる書類を添付すること。

訴訟資金貸付決定書 第 年 月 号 日	返済計画							
	年 月 日	円						
貸付金の総額 円	年 月 日	円						
未返済額 円	年 月 日	円						
貸付金に係る訴訟 年 月 日終了	年 月 日	円						
貸付金の返済期限 年 月 日	年 月 日	円						
申請の理由 <input type="checkbox"/> 上訴又は控訴審で反訴したため。 <input type="checkbox"/> 勝訴の判決を得たが、相手方事業者からの金銭の支払等が遅れているため。 <input type="checkbox"/> 判決に基づく強制執行手続が進行中であるため。 <input type="checkbox"/> 上記の三つの理由には該当しないが、分割又は返済期限を延長しなければ返済が困難な事情があるため。	年 月 日	円						
	年 月 日	円						
	年 月 日	円						
	年 月 日	円						
	年 月 日	円						
希望する未返済金の返還方法 <input type="checkbox"/> 返済期限内分割返済 <input type="checkbox"/> 返済期限後一括返済 <input type="checkbox"/> 返済期限後分割返済 <input type="checkbox"/> 返済期限内と返済期限後とに分割返済	年 月 日	円						
	年 月 日	円						
	合 計	円						
市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係員	内容確認者

(裏面)

対策会議の意見（借受人は、記入しないこと。）

返済期限延長等の適否

分割返済させることが望ましい。
返済期限を延長させる

→ 分割返済は、申請どおりとすることが望ましい。
返済期限の延長 次欄のようにすることが望ましい。

次の理由により、分割返済させることは望ましくない。
返済期限を延長させる

.....

.....

年 月 日決定 会長

返済期限	返済額	返済期限	返済額
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
		合計	円

第9号様式(第23条)

訴訟資金 分割返済 決定通知書
返済期限延長 申請却下

第 号
年 月 日

様

いわき市長 印

区分
分割返済・返済期限延長を認めます。
分割返済・返済期限延長を認めません。

対 年 月 日付け申請

返済期限	返済額	認めない(却下した)理由
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
合計	円	

注意 返済期限までに返済しないときは、特別の事情がない限り、返済期限の日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を取ることになりますので、御承知ください。
お問い合わせは、(電話 内線) へどうぞ。

第10号様式（第24条関係）

（表 面）

訴訟資金返済免除申請書

年 月 日

いわき市長 様

借受人住所.....

氏名.....

- 注意 1 「申請の理由」欄のいずれかに該当することを証明できる書類を添付すること。
2 訴訟資金の使途を証明する書類を添付すること。

返済免除の対象 <input type="checkbox"/> 未返済金の全部 <input type="checkbox"/> 未返済金の一部	貸付金の総額 円	未返済額 円	免除申請額 円					
訴訟資金貸付決定書 年 月 日 第 号		貸付金に係る訴訟 年 月 日終了	貸付金の返済期限 年 月 日					
申請の理由 <input type="checkbox"/> 訴訟の結果、相手方事業者から金銭等を得ることができなかつたため。 <input type="checkbox"/> 訴訟の結果、相手方事業者から得る金銭等の額が貸付金の額を下回つたため。 <input type="checkbox"/> 相手方事業者の解散、破産手続開始の決定等の事情により、相手方事業者から金銭の支払等を受ける見込みがなくなつたため。 <input type="checkbox"/> 借受人が死亡し、かつ、訴訟を継承すべき者がいないため。 <input type="checkbox"/> 上記の四つの理由には該当しないが、返済が困難な事情があるため。								
市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係員	内容確認者

(裏 面)

対策会議の意見（借受人は、記入しないこと。）

返済免除の適否	
<input type="checkbox"/> 返済を免除することが望ましい。	
↳ 返済免除は、 <input type="checkbox"/> 申請どおりとすることが望ましい。 <input type="checkbox"/> 次のようにすることが望ましい。	
免除額 円	返済期限（一部免除の場合に記入） 年 月 日
<input type="checkbox"/> 次の理由により、返済を免除することは望ましくない。	
.....	
.....	
年 月 日決定	会 長

第11号様式（第24条関係）

訴訟資金返済免除^{決 定}申請却下^{通知書}

第 号
年 月 日

様

いわき市長 印

区分

- 返済免除を認めます。
返済免除を認めません。

対 年 月 日付け申請

貸付金の総額 円	認めない（却下した）理由
未返済額(1) 円	
返済免除額(2) 円	
今後返済しなければならない返済金 (1) - (2) = (3) 円	
(3)の返済期限 年 月 日	

注意 返済期限までに返済しないときは、返済期限の日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を取ることになりますので、御承知ください。

お問い合わせは、（電話 内線 ）へどうぞ。

第12号様式（第36条関係）

聴 聞 開 催 通 知 書

年 月 日

様

いわき市長 印
いわき市消費生活対策会議会長

いわき市民の消費生活を守る条例第48条第1項の規定に基づき、あなたに弁明の機会を与えますから、次のとおり出席してください。

やむを得ない理由がある場合は、書面で期日の変更を申し出ることができるほか、代理人を出席させることができます。

代理人を出席させる場合は、事前にいわき市消費生活対策会議会長に委任状を提出してください。

なお、あなた若しくはあなたの代理人が弁明を拒否したとき又はあなた若しくはあなたの代理人が正当な理由がないのに出席しないときは、いわき市消費生活対策会議の意見を聴いて、あなたに勧告することがありますから、御承知ください。
あなたに勧告すること、あなたの氏名その他を公表

聴聞の期日 年 月 日 午前 午後 時 分	聴聞の場所
聴聞の条件	
勧告しようとする理由、内容等 勧告に従わない事実、公表しようとする内容等	

お問い合わせは、（電話 内線 ）へどうぞ。